

外國武官從軍心得 ○明治廿七年九月五日

一 外國武官ニシテ我出征軍ニ隨行セント欲セル者ハ本國ノ公使若クハ領事ノ紹介ニ依リ外務省ヲ經テ之ヲ大本營ニ出願スヘシ

一 從軍ヲ許スヘキ外國武官ノ負數ニハ自カラ内規アルヲ以テ之ヨリ超過スルトキハ謝絶スルコトアルヘシ

一 從軍ヲ希望スル外國武官ハ豫メ左ノ件カラ承認スヘシ

從軍中總テ軍機ノ秘密ヲ守ル義務ヲ有スルニト

戰地ニ於テ總テ最高等司令部ノ指揮ニ従フヘキニト

往復宿所等ハ成ルヘク便宜ヲ與フヘシト雖モ糧食ハ兵食ノ外支給ヲ受クル能ハサルヘキニト

一 前項ノ件カラ遵守セサルトキハ戰地最高等司令部ヨリ其後軍ヲ拒絕セシムルコトアルヘシ

一前項ノ拒絶者ハ大本管ヨリ外務省ヲ經テ其本國公使若シハ領事ニ通
報スヘシ

陸軍省

内國新聞記者後軍心得

○明治廿五年八月三十日

内國新聞記者ニシテ從軍ヲ許可セラレタル者ハ堅ク左ノ諸件ヲ遵守スヘシ若シ之ニ違背スルキハ相當ノ處分ヲナスコトアルヘシ

一、出征軍高等司令部ハ一二ノ將校ヲ以テ從軍新聞記者ヲ監視セシム故ニ記者ハ萬事此將校ノ指示ニ從フヘシ

二、此將校ハ新聞記者ノ至リ得ル場所及時刻ヲ指示ス記者ハ猥ニ此指示以外ノ地点ニ赴クヘカラス

三、許可セラレタル場所ニ至ル時ト雖モ軍隊ノ妨害ヲ為サルコトニ注意スヘシ

四、渡航セシ時ハ其地所在ノ最高等司令部ニ届出其指揮ニ從フヘシ其居所ヲ轉スル時モ亦然リ

五、新聞記者ハ常ニ從軍免許證ヲ携ヘ軍人ヨリ其一閱ヲ求ムルトキハ直ニ之ヲ應スヘシ

陸軍省

時トシテ各自ノ寫真ヲ呈セシムルコトアルヘシ故ニ若干枚ヲ用意スヘシ

六 免許證ヲ紛失シタルトキハ速ニ出征軍最高等司令部ニ届出ヲ其區長ヲ

受クヘシ時トシテ此紛失者ノ從軍ヲ禁スルコトアルヘシ

七 出征軍高等司令部ニ於テ有售ト認ムルトキハ帰朝ヲ命スルコトアルヘシ

八 前二項ノ場合ニ於テ直ニ命ニ從ヒ帰朝スヘシ

九 新聞記者ノ發送セントスル信書ハ必ス監視將校ノ指示スル時刻ニ於テ之ヲ談

將校ニ呈シ査閲ヲ受クヘシ

十 通信文ヲ記スルハ左ノ諸件ニ最モ注意スヘシ

効メテ忠勇義烈ノ事實ヲ録シ敵愾ノ氣ヲ獎勵スヘシ

凡ソ軍隊ノ運動ヲ記スルハ必ス過志ニ限ル決シテ未來ニ涉ルヘカラス

通信文ニハ必ス幾信ノ場所及時日ヲ掲ク可カラス其社主或ハ之ヲ推測シ得ルモ決

シテ新聞紙ニ記載スヘカラス

我軍ノ兵力若クハ隊号ヲ明記スルヲ慎シ以テ之ニ因リ我兵力若クハ軍隊區分ノ

敵軍ニ漏洩スルヲ戒ムヘシ

敵軍ニ漏洩スルヲ戒ムヘシ

. 0395

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 日本書紀卷之十一 推古天皇 元年 </p>											<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 臣 卑 名 </p>
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

0396

外國新聞記者從軍心得 ○九月十四日 朝密第五六號

外國新聞記者ニテ從軍ヲ許可セラレタル者ハ堅ク左ノ諸件ヲ遵守スヘシ

一、出征軍高等司令部ハ一二ノ將校ヲ以テ從軍新聞記者ヲ監視セム故ニ

記者ハ萬事此將校ノ指示ニ從フヘシ

二、此將校ハ新聞記者ノ至リ得ル場所及時刻ヲ指示ス記者ハ猥リニ此指示以外ノ地

點ニ赴クヘカラス

三、許可セラレタル場所ニ至ル時ト雖モ軍隊ノ妨害ヲ為サルニトニ注意スヘシ

四、渡航セシ時ハ其地所在ノ最高等司令部ニ届出其指揮ニ從フヘシ其居所ヲ轉

スル時モ亦然リ

五、新聞記者ハ席ニ從軍免許證ヲ携ヘ軍人ヨリ其一閱ヲ求ルトキハ直ニ之ニ應

スヘシ

時トシテ各自ノ屬真ヲ呈セシムルヘシ故ニ若干枚ヲ用意スヘシ

六、免許證ヲ紛失シタルトキハ速ニ出征軍最高等司令部ニ届出テ其區處ヲ受クヘシ時

トシテ此紛失者ノ後陣ヲ禁スルニトアルヘシ

七、出征軍高等司令部ニ於テ有害ト認クルトキハ後陣ヲ拒絶スルニトアルヘシ

八、前二項ノ場合ニ於テハ外務省ヲ經テ本國公使若クハ領事ニ通報スヘシ

九、新聞記者ノ發送セントスル信書ハ必ス監視將校ノ指示スル時刻ニ於テ之ヲ該將校ニ呈シ査閲ヲ受クヘシ

十、通信文ヲ記スルニハ左ノ諸件ニ最モ注意スヘシ

九ノ軍隊ノ運動ヲ記スルハ必ス過去ニ限ル決シテ未來ニ渉ルヘカラス

通信文ニハ必ス發信ノ場所及時日ヲ掲ク可カラズ

我軍ノ兵力若クハ隊號ヲ明記スルヲ慎ミ以テ之ニ因リ我兵力若クハ軍隊區分ノ漏洩スルヲ戒ムヘシ

乙 録

一 内地旅行券ヲ得テ大本管(広島)ニ到ルニシ

(於東京、手續)

二 大本管へノ送状ハ與フニシ

三 東京出發廣島着ノ時日ヲ陸軍省へ届出スニシ

四 通辨ヲ要スルモノハ自身ニ産入シ其族籍住所番地年齢等ヲ詳記セル書面

ヲ添へ主人ヨリ陸軍省へ願出許可ヲ受クニシ但本人ヲシテ管轄地方廳

ノ許可ヲ受ケサシムヘシ

五 通辨人ナキモノハ謝絶スルコトアルヘシ

六 新聞記者陸軍ノ心得ヲ遵守スニシ

七 遵守スルノ證トシテ花押又ハ記名セシム

無題 上月十日付より大本管陸軍部に友人吉生が旅券を届出

たりし事後、おそれ、間知者、旅券を返す事となり、

此後、旅券の届出が、漸次、増加し、

旅券の届出が、増加し、

乙 録

一 内地旅行券ヲ得テ大本管(廣島)ニ到ルニシ

(於東京ノ手續)

二 大本管ヘノ送状ハ與フニシ

三 東京出發廣島着ノ時日ヲ陸軍省ヘ届出スニシ

四 通辨ヲ要スルモノハ自身ニ雇入シ其族籍住所番地年齢等ヲ詳記セル書面

ヲ添ヘ主人ヨリ陸軍省ヘ願出許可ヲ受クニシ但本人ヲシテ管轄地方廳

ノ許可ヲ受ケサシムヘシ

五 通辨人ナキモノハ謝絶スルコトアルニシ

六 本管ニ在リテ陸軍省ニ出向スルモノハ

陸軍省ニ出向スルモノハ

陸軍省ニ出向スルモノハ

陸軍省ニ出向スルモノハ

陸軍省

今般大本管ニ於テ新聞記者ノ請願ヲ許シ戰地ノ景況等ヲ告示スル為メ別紙ノ通り
其手續ヲ規定相成候ニ付尙左ノ内規御承知置有之度

- 一 戰地ノ景況等ヲ新聞記者ニ告示スルハ必ス陸海軍兩省ニ電報シタル後尤
事

但シ事項ノ重要ニ屬セザルモノハ郵便ヲ以テ電報ニ代ユルコト

- 二 陸海軍省ハ大本管ヨリ得タル戰地ノ景況等ニシテ世ニ公ニシ妨ナント認允モノ
ヲ従前ノ手續ニ沿リ新聞記者ニ告示アルヘキ事

- 三 大本管ニ請願シテ告示ヲ受クル新聞社ノ名ハ豫メ之ヲ通知シ置キ事

- 四 前項ノ新聞社ノ新聞ニ騰載シ在ル戰地ノ景況等ニシテ大本管ヨリノ電報
ト齟齬スルモノアルトキハ陸海軍兩省ハ直ニ該社ニ詰問シ或ハ大本管ニ
報告アルヘキ事

但在韓後軍記者ヨリノ通信ニ係ルモノハ自ラ本文ノ外ニ屬ス

右及御打合候也

明治廿七年九月十七日

大本營

陸軍参謀 樺山資紀

陸軍参謀 川上操六

陸軍次官 児玉源太郎 殿

新聞材料公示手續

一 大本管ニ於テ世ニ公ニスヘキ事項アルトキハ之ヲ廣島縣警察部ニ揭示ス

二 前項ノ揭示ヲ騰寫セムトシテ希望スル新聞記者ハ預メ大本管副官部ニ請

願シ各社連合シテ大本管負旅館ノ近傍ニ當直所ヲ設ケ届ケ買クニシ然

トキハ新ニ揭示スル毎ニ之ヲ通知スヘシ

三 此揭示ノ騰本ハ即チ本月ノ省令(陸軍省第二十号 海軍省第十三号)ニ所謂陸海軍大臣ノ認

可ヲ經スモノト同一ナルカ故ニ直チニ新聞紙ニ騰載スルヲ得

四 揭示ニハ必ス番號ヲ附ス故ニ新聞紙ニ騰載ノ時之ヲ例之ハ(3) (15)符號ト

為シテ標證スルヲ得

五 此揭示ノ事項ヲ騰載スル新聞紙ハ常ニ一通ヲ副官部ニ寄送シ参照スルヲ

スヘシ

六 揭示ノ事項ニ関シ疑義アルトキハ副官部主任者ノ旅館ニ就キ質問スルヲ

得

七 掲示ノ事項ヲ新聞紙ニ騰載スルニハ必シモ原文ノ終ナルヲ要セスト雖凡敷衍
ニ過キ事莫ラ誤ルニ至ラシム可カラス

參照

陸軍省令第二十號

新聞紙條例第廿二條ニ依リ當分ノ内軍隊ノ進退及軍機軍略ニ關スル事項ヲ新聞紙雜誌ニ記載スルニトシ禁ス但豫メ陸軍大臣ノ認可ヲ經タルモノハ此限ニ在ラス
本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

明治廿七年九月三日

陸軍省令

